

令和7年度 第1回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：令和8年1月9日（金）15:30～16:50

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

小林会長、池澤委員、梶原委員、高野委員、八田委員、藤田委員、宮地委員

高知県

清水総務部長、岡本総務部副部長、別府行政管理課長、黒岩職員厚生課長、中島議会事務局総務課長、三木教育委員会事務局教育政策課長

(行政管理課長)

皆様、お揃いになられましたので、ただ今から高知県特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、審議会の事務局を務めさせていただいております、県総務部行政管理課長の別府でございます。どうぞよろしくお願ひします。

まず最初に、配布資料のご確認をお願いします。資料は4つございます。「会次第」と記載した1枚、「配席図」が1枚、カラーの概要資料（別途配付資料）、冊子の資料（審議会資料）の4点でございます。不足などございませんでしょうか。

それでは開会に先立ちまして、委員の皆様をご紹介申し上げます。お手元の配席図と、冊子の資料の1ページにございます、委員名簿をご覧ください。

【委員紹介】

(行政管理課長)

続きまして、県の職員を紹介させていただきます。

【県職員紹介】

(行政管理課長)

なお、この審議会は、公開の会議とさせていただいております。また、本日の審議会の議事録につきましては、後日、県庁行政管理課のホームページで公開する予定ですので、ご承知おきください。

次に、本日のスケジュールを簡単にご説明申し上げます。お手元にお配りしております、会次第をご覧ください。まず「1 開会」の後に、「2 会長の選任」を行いました後、「3」の会長、知事のそれぞれからご挨拶をいただきます。その後、「4」の知事から会長に諮問書をお渡しした後、事務局から資料の説明をさせていただき、「5 審議」をお願いしたいと考えております。

それでは、ただ今から、審議会を開会いたします。

まず最初に、会長の選任をお願いしたいと存じます。冊子の資料の3ページをご覧ください。こちらは、この審議会について定める条例の第4条第1項にございますように、会長の選任は、委員の互選によって定めることとされております。委員の皆様、どなたかご推薦などございますでしょうか。

(池澤委員)

ぜひ小林委員にお願いしたいということで、推薦させていただきます。

(行政管理課長)

小林委員を推薦するご意見がございましたが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(各委員)
異議なし。

(行政管理課長)
それでは、小林委員に会長をお願いすることとします。小林委員は、会長席の方にご移動をお願いします。

【会長席へ移動】

(行政管理課長)
それでは、小林会長から一言、ご挨拶をいただければと存じます。

(小林会長)
それでは一言、ご挨拶をさせていただきます。
委員の皆様におかれましては、新年を迎えて、お変わりなくお過ごしのことと存じます。
さて、本審議会の前回開催は、濱田知事の1期目の3年目を経過した時期でございましたが、それから3年が経過し、知事も2期目を折り返したところでございます。元日の新聞に掲載の年頭所感では、「今年は人口減少の克服へより一層、成果にこだわりたい。県庁が改革の先頭に立ち、愛する高知県のためリスクをとって挑戦し、生まれ変わる空気を発揮できる1年にしたい。」と決意を述べられておりました。「人口減少対策」、「安全・安心な高知」、「いきいきと仕事ができる高知」、「いきいきと生活ができる高知」など様々な取組が、本年も一層進みますことを大いに期待するところです。

本日、知事から委嘱を受け、私達7人により、高知県特別職報酬等審議会が設置されることとなりました。これから知事の諮問に応じまして、県議会議員の報酬、知事、副知事、教育長の給料、そして退職手当の支給基準等について、審議を進めていくことにいたします。

私が会長ということですが、各界の代表でございます各委員の皆様から、活発なご意見をいただきまして、そしてまた、この審議会が時間も限られています中で、スムーズな運営ができますよう、ご協力をお願いしながら進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

(行政管理課長)
続きまして、知事の濱田からご挨拶を申し上げます。

(濱田知事)
一言、お礼とお願いのご挨拶をさせていただきます。知事の濱田でございます。
委員の皆様方におかれましては、年始早々、ご多忙のところご足労いただき、当審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、この審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。
この審議会は、先ほど小林会長からお話がございましたように、県議会の議員の報酬、そして行政側で言いますと、知事、副知事、教育長の給料、そこには退職手当を含みますけれども、こうしたものを決定いたします際に、その金額や支給基準について、ご意見をいただくためのいわゆる第三者機関という位置付けでございます。これも先ほど会長からお話がありましたように、前回開催から3年ほど経過しておりますが、今回、開催をお願いしたところでございます。

実際にご議論いただきます際には、一つは、県の一般職の給与の状況を勘案いたしていると思います。これは、地方公務員法の規定に従いまして、人事委員会が実態調査をした民間の給与水準をベースにいたしまして、人事委員会から、給与の状況につきまして勧告が行われるという形になっております。それに基づきまして、例年、一般職については改定が行われているところでございます。近年は、特に若年層に重点を置いた引き上げが行われております。もう一つは、特別職の状況をご判断いただく際には、各都道府県の数字がどうなっているのか、ということをご覧いただきながら、ご議論いただいているところでございます。こうした要素を踏まえまして、本県の特別職の報酬、退職手当の支給基準につきまして、定期的に審議会のご意見をいただくという制度の

建付けになっているところでございます。

先ほど申し上げましたように、このところは概ね3年毎にこの審議会の開催をお願いしております。前回審議会までは、まだまだデフレの基調が続いておりまして、一般職の給与改定もほぼ0. 数パーセントという状況でございまして、これを掛け合わせても、据え置きが妥当であるとのご意見をいただいております。ここ3年で言いますと、ここ2年ほどは特に潮目が変わって参りまして、平均改定率も一般職の方もかなり高くなっている、これは民間の状況も引き上げになっていることを反映したものでございます。こうした状況と他県の状況等につきまして、事務局の方からご説明させていただきまして、ご議論いただければと思っております。そうした中で、3年毎に諮問させていただいているところでございます。

どうか慎重にご審議いただきまして、適切なご答申をいただきますよう、お願いを申し上げます。

(行政管理課長)

それでは、知事から会長に諮問書をお渡しします。知事、よろしくお願ひします。

(濱田知事)

高知県特別職報酬等審議会様。議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額及び退職手当の支給基準について、ご審議いただきたいので、高知県特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。令和8年1月9日、高知県知事 濱田省司。よろしくお願ひします。

(小林会長)

頂戴いたしました。

(行政管理課長)

知事は、ここで退席させていただきます。

【知事退席】

(行政管理課長)

それでは、審議の進行を小林会長にお渡ししたいと存じます。よろしくお願ひします。

(小林会長)

それでは、ただ今から審議に入ります。

会議の進め方等について、事務局の考え方があれば、説明をお願いします。

(行政管理課長)

知事、議員等の給料、報酬及び退職手当につきましては、条例で定められておりすることから、審議会から改定の答申をいただいた場合には、2月議会に条例改正を提案する必要がございます。このため、これまでも、まず第1回となります本日の審議会では、事務局からの資料の説明を踏まえてご審議いただきまして、2月初旬に開催いたします、第2回の審議会で結論をいただいているところでございます。今回も、同様に進めさせていただければと考えております。

(小林会長)

審議会の開催については、事務局から説明がありました日程によりたいと考えます。次回には、結論を得るようにしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

(行政管理課長)

それでは私から、資料に沿ってご説明を申し上げます。お手元の「第1回 高知県特別職報酬等審議会 概要資料」と、もう1冊の資料の2つに沿って、議会の議員の報酬並びに知事、副知事及び教育長の給料の額を中心にご説明させていただきます。記載内容の詳細や都道府県毎の状況等は、厚い冊子の資料にありますので、隨時参照しながら、ご説明させていただきます。

まず、概要資料の1ページをご覧ください。「1. 特別職報酬等の改定状況」でございます。令和7年4月1日現在で作成したものでございます。まず「(1) 本県の状況」につきましては、知事の給料月額は122万円、副知事は94万円、教育長は78万円、議長の報酬月額は90万円、副議長は82万円、議員は77万円となっております。表の2段目に「全国平均」、3段目に「全国順位」を記載しております。なお、4段目の「適用年月日」に「平成22年4月1日」と記載しております。こちらは、平成22年4月1日以降は、額の改定が行われていないことを表したものでございます。吹き出しに記載しておりますが、本審議会は、その後、平成24年、25年、27年、29年、30年、令和2年、5年と計7回開催しておりますが、いずれも「据え置き」の答申をいただいております。次に、「(2) 四国の状況」でございます。高知県を除く四国3県の特別職の報酬等の月額を記載したものでございます。全ての職において、本県の額が最も低い状況となっております。各県の直近の改定は、知事の場合で言いますと、徳島県が平成9年4月1日、香川県が令和7年4月1日、愛媛県が平成8年4月1日、本県が平成22年4月1日となっております。直近では、香川県が引き上げの改定を実施しております。

次に、概要資料の2ページをお願いします。「2. 特別職報酬等の全国状況の概要」でございます。まず、「(1) 本県における特別職報酬等の状況」です。この表は、それぞれの職毎に、高知県の現行の月額と全都道府県の平均の月額及び全国順位をまとめたものでございます。冊子の資料の10ページと合わせてご覧ください。資料の1段目は、給料額の本則額でございます。「本則額」と申しますのは、条例で定められた給料又は報酬の額、この審議会でご審議いただく額のことです。現在、およそ3割の都道府県におきまして、財政上の理由等により、一定期間、給料や報酬の額を減額するといった措置が講じられております。こうした独自に減額した額と区別するため、条例で定められた額を本則額として記載しているものです。高知県の順位につきましては、知事は43位、副知事は46位、教育長35位、議長は47位、副議長は41位、議員は44位となっております。令和5年以降、多くの都道府県で引き上げ改定があったため、前回開催時の全国順位と比べ、知事以外の順位は下がっている状況でございます。次に、表の2段目は、給料等に地域手当を加えた支給月額と全国順位をまとめたものでございます。この「地域手当」とは、国家公務員が、一般職の給料について、地域間の民間の賃金水準の差を反映することができるよう、全国共通で適用される俸給表を定めた上で、民間の賃金が高い地域で勤務する職員に対しては、給料月額等の4%から20%の割合で、手当として給料に上乗せして支給することとしておりまして、各都道府県においても、同様に支給されているものがございます。都道府県によりましては、この地域手当が、知事、副知事、教育長にも支給されております。なお、高知県内は民間の賃金が全国と比べて高くないことから、職員、知事、副知事、教育長に対して、地域手当の支給はございません。次の表の3段目は、「年間給与の本則額」でございます。これは先ほどご説明しました、給料の本則額と地域手当額に、期末手当、いわゆるボーナスに相当するものを加えた、年収ベースの金額を記載したものでございます。高知県は、知事が2,047万8千円で43位となっております。表の4段目は、「退職手当の額」でございます。退職手当につきましては、別途、説明をさせていただきます。表の5段目は、「年収」となります。年収は、先ほどご説明した表の3段目の「年間給与」に「退職手当を1年分に換算した場合の支給額」を合計したものでございます。表の一番下は、副知事、教育長、議長、副議長、議員の給料月額等が、それぞれ知事の給料月額の何%相当であるかを表したものでございます。本県におきましては、副知事は77.0%、教育長は63.9%、議長は73.8%、副議長は67.2%、議員は63.1%となっております。一つ上に、全国平均の率を記載しておりますが、本県は全ての職において、概ね全国平均に近い数値となっております。

概要資料の3ページをお願いします。これは、本県が令和4年度に開催した前回審議会以降に、知事の給料に改定があった団体を記載したものです。12団体において改定がございまして、内容は全て引き上げとなっております。改定の理由は、民間の賃金の引き上げ状況や一般職の給与改定の状況、近年の物価高騰により、引き上げ改定の判断がされたというところでございます。改定における考え方は、各団体で様々でございますが、一般職の改定率を考慮したものが最も多い状況でございます。

概要資料の4ページをお願いします。「3. 特別職と一般職の報酬等の改定状況」でございます。「(1) 特別職報酬等の推移」でございますが、現行の報酬等は先ほどご説明しましたとおり、平成22年4月1日適用で「引き下げ」の改定を行っており、その後は現在まで「据え置き」となっております。なお、直近の引き上げは、表の中程にございますが、平成10年4月1日まで遡ります。この当時は、平均で3%強、知事では月額4万円の引き上げを実施しております。

概要資料の5ページをお願いします。「(2) 一般職改定率の推移」を表とグラフで記載しております。資料上部の表の「改定率」の欄は、一般職の給与の改定率を記載しております。例えば、昭和63年度は2.33%、平成元年度は3.10%とあるのは、それぞれの年度の改定率を表したものでございます。その下に、「累積改定率」として5.50%とございます。こちらは昭和63年度の改定率と平成元年度の改定率を掛け合わせますと、5.50%となることを表してございまして、審議会の開催年度毎の累積改定率が何%かを記載したものでございます。先ほどの4ページの「特別職報酬等の推移」の表と、5ページの表の関係を申し上げますと、例えば4ページの表の左から2つ目の「平成元年12月1日」の欄の一番下の各職の平均改定率6.94%と、5ページの表の昭和63年度と平成元年度の改定率を乗じた累積改定率5.50%が、同じ期間として対応するものとなっております。この当時は、一般職の累積改定率5.50%を踏まえて、特別職の引き上げ額を決定した結果として、平成元年12月1日の平均改定率が6.94%となったものでございます。このように、一般職の改定状況等も踏まえながら、特別職の給料、報酬の改定について、ご検討いただくこととなります。今回は、5ページの下にあるグラフの赤の点線で囲んでいる、前回引き上げ改定のあった平成22年度から令和7年度までの一般職の改定分が、検討の対象となります。

続きまして、概要資料の6ページをお願いします。「4. 本県における一般職の改定状況」でございます。「(1) 給与改定率及び給与累積改定率」でございます。現在の特別職の報酬額は、平成22年度以降の一般職の給与改定率を見ますと、平成22年が△0.15%、そこからしばらく据え置きが続きまして、27年が+0.15%、28年は据え置き、29年は+0.17%、30年は+0.15%、31年は+0.12%、その後2年間は据え置きとなった後、令和4年は+0.21%、5年は+1.19%、6年は+3.10%、7年は+3.26%となっております。この期間における一般職の累積改定率は、表の下段の右端のオレンジ色で着色した欄と一番下のグラフにありますように、+8.43%となっております。なお、表の黄色で着色しております欄、前回審議会時点での累積改定率は+0.65%であり、開催後この3年で、大きく引き上げがなされております。この一般職の累積改定率の+8.43%を現在の知事の給料月額の122万円に乘じた場合、およそ132万3千円、10万3千円の増額となります。知事の改定状況を踏まえて、知事以外の特別職の報酬等月額を改定することとしておりますことから、知事の報酬等月額の改定は1万円単位で実施しているところです。なお、前回審議会においては、令和4年度の一般職の改定が初任給及び若年層に限定したものであったことや、平成22年度以降の累積改定率0.65%を用いて知事の給料月額を算定したところ、+8千円に留まっていたことから、改定を実施せず「据え置き」の答申となってございます。その後、令和5年度以降、全世代に渡る改定が行われており、特に今年度の改定は、全ての世代で1万円前後の引き上げがなされるなど、大幅な改定となってございます。

概要資料の7ページ以降は、平成22年度から前回審議会が開催された令和5年1月までの一般職の給与改定率と人事委員会の報告の内容を記載したものでございます。内容については、初任給及び若年層に重点を置いた改定となっており、この内容を踏まえて、前回審議会の答申では、「据え置き」との判断がなされたところでございます。

概要資料の8ページをお願いします。こちらは、令和5年1月に開催した前回審議会以降の給与改定率と人事委員会の報告の内容を記載したものでございます。直近3年の改定は、全世代に渡る大幅な引き上げ改定となつておらず、特に今年の改定は、先ほども申し上げましたとおり、全世代で月給1万円程度の引き上げがされている状況でございます。

続きまして、議員報酬のご審議の参考としていただきため、県議会議員の役割、活動等について、ご説明申し上げます。

厚い冊子の資料の25ページをご覧ください。まず、「1. 定数」でございます。現在の議員定数は、条例で37名と定められており、高知市のほか、16の選挙区から選出されております。次に、「2. 役割」です。議会

の役割は、地域の問題について、住民に代わって議論し、物事を決定することであり、執行機関を住民の立場から評価監視し、住民のための各種サービスについて具体的な提案等を行っております。「監視機能」につきましては、本議会における審議や委員会での審査、調査等を通じて行われております。もう一つの役割として、「政策立案機能」がございます。議員自らが、政策的な条例議案や政策について提案を行うものです。本県議会では、議員による政策的な条例議案が多数提案されておりまして、全国的にも上位となる18件が成立しております。次に「3. 調査研究活動」でございます。地方分権が進められる中、議会が果たすべき役割は一層重要となっておりまして、議員はその役割を果たすため、日頃から調査研究活動を行い、様々な情報収集を行い、議会審議に活用しております。

次に、「議員の議会活動等の状況」について、令和6年の活動状況をご説明いたします。「1. 公式用務のある日の状況」をご覧ください。議会の公式日程としては、年に4回の定例会が概ね2月、6月、9月及び12月に開催されております。また、議会の閉会期間中にも、随時、委員会が開催されております。「(1) 議長、副議長」の欄にございますとおり、定例会、臨時会の開催日数は、令和6年の場合、土日、祝日を除き、58日となっております。この内訳は、「(2) 議員」の欄にございますとおり、本議会25日、議案精査日13日、議事整理日4日、各常任委員会16日となっております。また、日程としては、一部重複する形で、下の表の下から二番目の「議会運営委員会」や一番下の「特別委員会」が開催されております。次に、下の表の中程にあります、「委員会」について、ご説明申し上げます。

常任委員会は、総務委員会、危機管理文化厚生委員会、商工農林水産委員会及び産業振興土木委員会の4委員会があり、全ての議員がいずれかの委員会に所属しております。これらの委員会の活動状況は、資料にお示ししたとおりで、定例会等の会期中に開催されますほか、閉会中においても審査、調査のために随時開催されております。また、出先機関調査等の出張による活動も行っております。議会運営委員会は、10名の委員で構成され、各会派相互の連絡調整や会議の円滑な運営を図ることを目的に開催しております。この他にも、毎年9月定例会において、一般会計等の歳入歳出決算の審査を行う決算特別委員会が設置され、主に10月から11月の間の閉会中に集中的に審査を行っております。また、特別委員会について、令和6年度に、議員定数問題等調査特別委員会及び人口減少対策調査特別委員会が設置され、現在も継続して調査、検討を行っております。その他、特別委員会ではございませんが、令和4年度から6年度において、議会運営委員会に議会デジタル化検討小委員会を設置しまして、令和6年度から実施しております、本会議や委員会におけるタブレット端末によるペーパーレス会議の導入等、議会のデジタル化について、調査、検討を行いました。議会の公式日程としては、このような状況でございますが、公式の日程以外でも、閉会中においては、会派や委員会の任意の活動として、地域での活動や外部講師を招いての勉強会等も随時開催されております。資料の一番下、「2. 公式用務のない日の状況」に記載しておりますが、公式用務のない日で、土日、祝日を除いた総日数132日について、議員の登庁状況を見ますと、令和6年の実績では、1日平均で約18.7人とほぼ半数の議員が登庁しており、県政課題等について調査し、執行部との協議、意見聴取、県民との対話等の活動を行っております。また、政務活動費を活用した調査活動も県内外に及んでおり、県での評価監査や、政策立案に活かされております。

次の26ページは、令和5年及び4年の活動状況となっております。

最後に27ページをご覧ください。「議員連盟」についてでございます。議会の会派を横断した組織である、「観光産業振興議員連盟」等、議員連盟による活動も行われております。なお、各議員は、住民との対話や県政課題についての情報収集等、地域における活動も行っており、地方公務員法では非常勤の特別職という位置付けではございますが、資料にある議員としての活動のほか、議長は議長としての決裁用務、陳情や要請を受ける用務、会議出席等の用務等、ほぼ常勤に近い出勤状況となってございます。

最後に、議員につきましては、退職手当の制度はございません。

私からの説明は以上となります。よろしくお願ひします。

(職員厚生課長)

職員厚生課長の黒岩でございます。よろしくお願ひします。私からは、知事、副知事及び教育長の退職手当につきまして、ご説明いたします。

資料の28ページをお願いします。退職手当につきましては、「知事、副知事及び教育長の退職手当に関する

条例」に基づいて支給しておりますので、まず条例の概要をご説明します。まず、支給時期でございますが、第2条第2項におきまして、退職手当は、知事等の任期毎に支給することとなっております。また、第3条では、退職手当の額を定めております。退職手当の額は、「退職の日における給料月額」に「在職期間の月数」と「支給割合」を乗じて得た額となりまして、支給割合は、知事は100分の48、副知事は100分の35、教育長は100分の24となっております。

次に、30ページをご覧ください。特別職の退職手当制度の沿革につきまして、ご説明いたします。資料の中程、「平成15年10月3日」の欄をご覧ください。平成15年以前には、特別職の退職手当は、支給の際に議会の議決を得て決めておりましたが、新たに「知事、副知事及び出納長の退職手当に関する条例」が制定され、条例で支給割合や任期毎に支給することが定められたことから、支給の際の議会の議決は不要となりました。平成18年の条例改正では、条例制定から2年が経過し、他県の支給金額や状況を勘案しまして、支給割合を引き下げる変更を行いましたことから、知事は14.3%、副知事は14.0%、出納長は14.3%の減となりました。平成25年及び平成30年の改定では、一般職の退職手当の改正状況を勘案して、支給割合を引き下げる変更を行いました。平成30年の改定では、一般職の退職手当の調整率が、100分の87から100分の83.7に引き下げられ、支給率が3.8%の減となることから、特別職の支給割合を変更し、知事は4.0%、副知事は2.8%、教育長は4.0%の減となっております。

次に、31ページをご覧ください。知事、副知事及び教育長の退職手当につきまして、全国の状況を説明させていただきます。まず、1の算定方法でございますが、知事の場合は、退職手当を廃止しました大阪府以外の46都道府県が、本県と同様に、給料月額に在職期間の月数と支給割合を乗じて算定することになっております。副知事の場合は、全都道府県が同様の算定方法で算定し、教育長の場合は、一般職の例によるとしている3県を除く44都道府県が同様の方法で算定することになっております。次に、2の支給割合ですが、表では小数第1位を四捨五入した割合毎の団体数を記載しております。令和8年1月1日現在の知事の支給割合は、100分の70から100分の48までとなっておりまして、本県は100分の48ですので、1番低い割合となっております。副知事の支給割合は、100分の50から100分の20までとなっておりまして、本県は100分の35ですので、低い方から2番目となっております。また教育長の支給割合は、100分の50から100分の18までとなっておりまして、本県は100分の24ですので、低い方から6番目となっております。次は、3の前回と前々回の審議会開催時との比較になります。先ほど2のところで見ていただいた支給割合は、3年前の前回、令和5年と比べ、本県は知事、副知事、教育長とも据え置きとなっております。全国平均も変わりなく、知事が56.4、副知事は40.5、教育長は26.9となっております。知事の退職手当の額は、中段の1年分に割り戻した額で比較しますと、本県の702万7千円に対し、全国平均は879万7千円で、本県の順位は46位と、前回と変わっておりません。また下段の給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較しますと、本県の2,750万5千円に対し、全国平均は3,118万1千円で、本県の順位は45位と、前回の44位から1つ下がっています。同様に副知事は、本県の394万8千円に対し、全国平均は497万6千円、本県の順位は46位で、前回と変わっておりません。また同様に年収ベースに割り戻した額で比較しますと、本県の1,972万6千円に対し、全国平均は2,268万1千円で、本県の順位は47位と、前回よりも1つ下がっています。教育長の退職手当の額は、本県の224万6千円に対し、全国平均は272万6千円で、本県の順位は、支給割合により支給している44団体中36位と、前回よりも1つ下がっています。また同様に年収ベースに割り戻した額で比較しますと、本県の1,521万円に対し、全国平均は1,728万2千円で、本県の順位は44団体中38位と、前回よりも3つ下がっております。

次に、資料の32ページをお願いします。4の全国の主な改正状況になります。前回の令和5年の調査以降に、退職手当の支給割合を引き下げた団体を（1）に記載しておりますが、知事、副知事及び教育長の支給割合を引き下げた、滋賀県の1県のみとなっております。（2）は、新たに退職手当の規定を設けた団体で、千葉県が、教育長について、それまでの一般職の例によるものから、新たに支給割合を定めております。

次の33ページは、全国の改正状況を一覧にまとめたものです。「改正有」の欄に丸印が入っているところが、先ほど申し上げました改正した団体でございます。

32ページにお戻りください。（3）の一任期における退職手当の算定月数は、知事及び副知事については、全ての都道府県で48月となっており、教育長については、一般職の例によらず支給割合により支給する44都道府県のうち43都道府県で、任期の3年を超えない36月、1県で37月となっております。また、（4）の退職

手当の支給時期は、知事及び副知事については、任期毎の支給が34都道府県、申し出により任期毎か通算かを選べるのが9府県、最終退職日の支給が4県となっております。教育長については、支給割合により支給する44都道府県のうち、任期毎の支給が31都道府県、申し出により任期毎か通算かを選べるのが8府県、最終退職日の支給が5県となっております。(5)には、特例により退職手当の減額を行っている都道府県の状況を記載しております、7道府県ございます。

次に、34ページをお願いします。先ほど説明いたしました退職手当の支給時期や支給割合等の全国の状況を都道府県別にまとめております。

また、その次の35ページには、知事の退職手当額を1年分に割り戻した額と、1年間の給料と期末手当の総額、そしてこの2つを合計した1年間分の総支給額につきまして、整理しております。

次の36ページには副知事、37ページには教育長の退職手当額を同様に整理しております。

資料の説明は以上でございます。よろしくお願いします。

(小林会長)

ありがとうございました。ただ今、ご説明いただきましたが、ご質問等ありましたらどうぞご発言ください。

(八田委員)

四国4県の改定の経緯について、厚い冊子の資料の6ページを見た時に、従前は四国4県がほぼ横並びできていて、平成15年から本県は一般職の改定に合わせて順次下げてきてている。香川県は平成16年に一旦下げたけれど、昨年度、また上げられています。他方、徳島県や愛媛県は、一般職に合わせて改定をしなかったのは、審議会も開催していないからとか、何かそういった理由によるものでしょうか?

(行政管理課長)

本県の条例においても審議会は必要に応じて開催することとしておりまして、いわゆる開催サイクルを定めたものがございません。本県も以前はあまり期間を決めていなかったのですが、一定開催していない期間が長引いた時期がありまして、当時の委員さんから「少なくとも2年開催」とご助言をいただいたことがございまして、本県は2年サイクルで開催して、職員の改定分をこまめに反映してきたという経緯がございます。他県においても、同じように条例では開催時期を定めていないので、ずっと開催せずにきている愛媛県でありますとか、他県を見ながら必要に応じて開催している香川県など、開催のタイミングをそれぞれの団体で判断しているところがございます。徳島県、愛媛県については、開催されていないという状況でございます。

(小林会長)

私からも質問してよろしいでしょうか。厚い冊子の資料の6ページと、薄い横長の資料の5ページですが、高知県は平成15年、16年、18年、22年と順番に下げてきています。こちらが一般職の改定率の推移で、これはほとんど横ばいと見て取れるんですけども、それにも関わらず、特別職を引き下げているのは、どういった判断でしょうか?

(行政管理課長)

基本的には職員の改定率を踏まえまして、改定率を知事の給料月額にあてはめた時に、1万円単位、2万円以上の額があれば改定することが1つの基準となっております。それに加えまして、薄い資料の5ページですが、一般職の改定率は低いんですけども、現行で言いますと知事の122万円の給料月額にあてはめた時に、2万円以上の差があった際には、改定を行ってきたところになります。

(総務部長)

補足させていただきます。縦組みの資料の6ページの一番左に「適用年月日」とありますが、間隔がばらばらでして、下から見ていただくと、令和7年の次は平成22年となっております。これは直近で改定した時が平成22年ということになります。横組みの資料を見ていただくと、先ほど小林会長が仰ったように、一般職の据え

置きが続いているのがまさに平成 22 年以降でありますので、平成 10 年代の一般職が下がっている時期に特別職も合わせて下げている。一般職で据え置きが続いた期間は、特別職も据え置きが続いている、という関係にあります。

(池澤委員)

現在、高知県は独自の減額はしていないという認識でよかったですでしょうか？

(行政管理課長)

左様でございます。

(小林会長)

退職手当の乗率ですが、資料の 34 ページについて。四国の乗率を見ますと、徳島県が若干高くて 100 分の 50、他 3 県は 48 でほぼ横並びである。これは地域毎に何かあるのでしょうか？単純に考えた時に、愛媛県、香川県と高知県では、一般職では若干の差があるのかと思いつつも、退職手当の乗率は 4 県で横並びであるのは、何か理由があるのでしょうか？

(職員厚生課長)

退職手当の場合は、国家公務員の考え方、制度によっているところです。国家公務員については、5 年に一度、退職手当の見直しがなされておりまして、その状況を踏まえて、各県が一般職の退職手当の支給割合を見直しております。ですので一定、国の状況を見ながら、各県とも一般職の退職手当の支給割合を判断し、それを踏まえた形で特別職についても支給割合が決定されている状況にあります。

職員の状況であったり、近隣の他県状況を踏まえますので、四国の状況を見て検討されているとは思います。徳島県においては、100 分の 50 ですけれども、平成 21 年から変更されていませんので、見直しの期間の影響もあるのかもしれません。

(小林会長)

単純に都道府県別で見ますと、宮城県とか岩手県とか高いじゃないですか。そのあたりが（一般的なイメージ）違うなど。こういった資料は初めて見ましたので。

(職員厚生課長)

そうですね。知事では、秋田県が一番高くて 100 分の 70 となっておりますので、必ずしも財政状況に連動しているわけではありません。それぞれの知事の職責等を勘案されているところがあるかもしれません。

(総務部副部長)

補足です。先ほど徳島県が平成 20 年代から変更がないと申し上げましたけれども、この審議会を開催したかどうかでやはり変わってくるというところです。5 年に一度、国家公務員が退職手当の見直しを行うのは、民間の支給状況を見て、国家公務員の退職手当がどうなのかということで行っているのですが、国家公務員の見直しのタイミングで本県も見直しがあれば、この審議会で審議していただくこととしています。資料の 30 ページにありますように、平成 25 年と 30 年は支給割合を下げているんですけども、これが国家公務員の退職手当が下がった時期でして、一般職も下がりましたし、特別職も同様に下げた、という経緯がございます。徳島県は、そのまま据え置きという状況があったのではと思います。

(八田委員)

四国の中では、香川県が一番直近で改定されていますけれど、徳島県、愛媛県で、高知県と同じようなタイミングでこの審議会を開かれているといった情報はありますでしょうか？

(事務局)

愛媛県は給料の独自カット（減額）をしており、開催をしていないところです。2年前に徳島県が開催した際には、据え置きの答申が出ております。愛媛県は、独自カットの終了のみです。今年度は、両県とも開催について様子を見ているところでございます。

(梶原委員)

資料の8ページについて、令和6年と7年の初任給の引き上げのところに、優秀な人材の確保及び定着の観点があります。民間でも今、初任給は上がっていまして、それに見合うように（特別職も）改定される方向であれば、改定になると思うんですけど、他県の状況を踏まえて算定していく、他県でも同様に審議がなされると思いますが、それらを参考として、他県のパーセントや順位などを鑑みて、高知県も決めていくということでしょうか？役割に対しての業績の評価のようなことを考えて、高知県全体のそれぞれ担っているところの評価基準のようなものがあって評価されていくという考え方ではなくて、他県とも比較しながら算定方法を決めていくという方向で考えてよろしいでしょうか？

(行政管理課長)

この審議会は、あくまで職責に対する報酬額を検討するものですので、現在の濱田知事が、というものではなく、知事職においてどのくらいの報酬額が適当かをご審議いただくことが基本となっております。とはいえ、知事の職責の対価をどう見るかという時に、一つは他県との並びを見たりとか、ベースとなる額があった上で、そこに変動要素として、物価でありますとか職員の給与とかを一つの基準とさせていただいております。このため、これまでの検討の中では、主に一般職の給与改定率をベースに検討されるというのが、まず発射台としてございます。今回は累積で8%程度上がっていますので、8%上がっている状況の中で、それを額面でどのくらいにするか、という議論が次にあるかと思います。額面に直した際に、私から先ほどご説明させていただいた10万円という金額が適当かどうかという時に、先ほどお話をありました、他県との並びでありますとか、県の財政規模が近い、具体的に言うと鳥取県や島根県等との横並びなどで、一定、上げる、下げるを見た上で、上げる幅としてどこを見ていくか、という判断になろうかと思います。そこでは他県や職員、民間という考え方もありますけれども、民間というところでは、職員の給与改定は、民間の状況を反映したものになりますので、いわゆる一般職の改定率を見るというのが、県内の民間の状況を見るというところで、一つの指標になるかと思っています。

(梶原委員)

ありがとうございます。先ほど、1万円単位で上げられると仰ってましたでしょうか？

(行政管理課長)

条例で定めている額が1万円単位というのが、これまでのやり方でございます。知事の改定額を決めた上で、副知事、教育長、議員の額を決めますので、例えば知事が1万円の増額となった時に、他の職が1万円未満となることになりますので、例えば知事を2万円として他の職が1万円となるよう、知事が2万円以上となるような見直しを行ってきたという、これまでの経過がございます。一方、他県においては1万円単位で運用していない県もありますので、1万円単位にこだわっているものではないですが、これまでこういった形で決めてこられたという経緯がございます。

(八田委員)

概要資料の7ページと8ページに近年の一般職の改定の内容がありますが、初任給とか若手を特に上げられていますよね。それでいくと、今回8.43%という大きな値になるんですけども、逆に言うと、もう少し上の管理職的な位置にいらっしゃる方はそんなに上がってないのかなと思うんですが、そういう資料はありますでしょうか？

(行政管理課長)

本日は資料の準備がございませんので、第2回審議会に向けて準備させていただければと思いますが、現状としましては、資料の8ページの令和6年度と7年度の2つの年度が、いわゆる上の方の役職まで改定があったものになります。民間給与と比較して県の給与の方が低いとなった時に、総量をどの年代に分配するかという、分配の考え方がありまして、令和5年度までは、主に若年層、30歳台未満の方にしか分配されていなくて、管理職等、上位の役職の方には数百円程度の分配でございました。その潮目が変わったのが令和6年度あたりで、ここでは数千円単位の分配がありましたが、令和7年度に関しては1万円程度での分配がありました。次回審議会では、いわゆる管理職等でありますとか、幹部職員の改定状況が見える形で、資料を準備させていただきます。

(藤田委員)

単純な数字のことですけれども、横長の資料の5ページと厚い資料の6ページの表の、累積改定率と上げ幅、下げ幅の関係なんですが、累積改定率通りの改定がなされているのか、それとも、先ほど10万円上げていいのかバランスを取るといった話があったと思うんですけども、ある程度はバランスを取って、これまでの報酬額となっているのか。古いことなので、お分かりいただける範囲で、教えていただければと思います。

(行政管理課長)

改定率の考え方で言いますと、一般的なのは、累積改定率を乗じて算出するのですけれども、最終的には万単位の調整等がありますので、近似値にはなりまして、金額が少しずれるというやり方になります。その中で、外的要因を踏まえて改定率を変えたこともありますので、例えば過去の改定では、一般職の累積改定率に合わせようとしたのですが、四国の他県と比較した時に、もう少し上げてもよいのではないかというところで、少し高めに設定した事例がございます。逆に、一般職の累積改定率で検討したのですが、県内の財政状況があまり芳しくないという場合に、少し下げた事例もございます。必ずしも一般職の累積改定率だけを使っているのではなく、外的要因によって上げたり下げたりという、多少の調整を行った事例はございます。

(小林会長)

ご質問の方は、大体よろしいでしょうか。

それでは、方向性についてご意見をお伺いしたいと思います。改定の考え方や方向性、上げるべきなのかというところ。一般職の改定状況や物価の上昇もございます。特別職の報酬等について、上げるべきか、据え置くべきか。その辺りについて、各委員の皆様からご意見をいただければと思います。

(池澤委員)

一般職の改定率の推移を見た時に、今、引き下げる理由は基本的にはないのかなと思っています。では、据え置くのか、上げるのか、という中で、一般職の累積改定率が8%を超えていて、近いうちに上げないといけないという感覚です。一つは、四国4県で見た時に、ちょっと高知県が置いていかれているというのが、私は気になっていまして、そこは少し追いつくような努力をしなければならないですけれども、8.43%をそのまま額に当てはめると10万円を超えるということで、そこまで引き上げると、四国の中でも1番になるくらいまで上がってしまうので、どれくらい上げるかというところで、少し議論しないといけないと思います。地域別の最低賃金もようやく47都道府県全てで千円台に乗りましたし、そういった意味で言うと、今回の審議で上げていくべきタイミングかな、というのが私の意見です。

(小林会長)

ありがとうございました。先ほど池澤委員から上げるべきという方向性のご意見がありました。他の委員はどうなにお考えでしょうか。

(高野委員)

上げるべきだと思います。

(八田委員)

上げる方向とは思います。ただ、8.43%という数字が少し大きいという感じがしていまして、先ほど申し上げたように、知事に近いような方からすると、実際にはそんなに上がっていないのに、という意識もあるのかなと思います。そうすると、管理職相当の人達がどのくらい実際に上がっているかが一つの指標になるかと思います。

(小林会長)

上げる方向として、また事務局の方でご検討いただき、次回の審議でお謀りすることになろうかと思います。そうすると、報酬等の額を上げる方向であれば、退職手当の乗率も変わってくるということでしょうか？

(職員厚生課長)

退職手当につきましては、国において5年毎に見直しがされています。直近では令和4年でして、そこでは据え置きの判断がなされているんですけども、次回はおそらく令和9年に國の方で見直しが行われると思いますので、それを踏まえて、一般職の退職手当の見直しを本県においても行うことになります。

(総務部長)

補足ですけれども、退職手当は、給料月額に支給月数と調整率を掛けて算出します。今、お話をあったのは、調整率をどうするかというところですので、給料月額が変われば、自動的に総額は変わることになります。

(小林会長)

方向性としては、上げる方向で検討した方がよいのではないか、ただし一般職の改定も年齢階層でも違いがあるので、その辺りも少し考慮が必要ではないかというご意見がございました。委員の皆様、そういったお考えということで、よろしいでしょうか？

(各委員)

異議なし。

(池澤委員)

民間企業の賃金の引き上げが急激に上がってはきてはいますが、やはり厳しい業界、特に交通や運輸ですか、その他にも沢山ありますけれども、そういう業界では、なかなか思ったように賃上げができていない。価格転嫁が進んでいないところなんかは最たるもので、そういうところの方からすると、知事はじめ特別職の方の報酬がぐんと上がるというのは、やはり抵抗感があるだろうと想像します。ですので、上げ幅のところは、しっかり議論しなければならない。そこに配慮しながらも、上げるタイミングは今回かと思います。

(小林会長)

各委員の皆様からご意見をいただきました。その他、こういった観点からも考える必要があるのではないか、というご意見がありましたら、お伺いできたらと思います。

(宮地委員)

四国4県の中での比較はもちろんですけれども、大体、経済的に似た状況にある鳥取県や島根県の状況も考慮しながら。また、前回審議会でも委員を務めさせていただいたんです。前回は、全国的には経済状況が都市部では上がりかけていましたけれど、高知県にはまだ波及されていなかったんです。今回は高知県でもこれほど一般職が上がっていることを考えた時に、やはり上げる方向かと。前回もそのような議論をして答申したと記憶していますので、上げるタイミングとしては今なのかなという気がしております。

(小林会長)

各委員の皆様の方向性が確認できたかと思います。それでは、審議の方はこれで終了ということでおろしいでしょうか？

(各委員)

異議なし。

(小林会長)

各委員の皆様からいただきましたご意見も踏まえまして、第2回の審議会で答申ができるようにしたいと思いますので、事務局において答申案についてご検討いただきまして、次回は事務局案の用意をお願いします。

次回の日程につきましては、事務局の方で調整していただいているようですので、事務局から説明をお願いします。

(行政管理課長)

次回は2月9日、月曜日の午後3時30分から、本日と同じこの県庁第二応接室で開催させていただきたいと考えております。

(小林会長)

それでは、次回は、2月9日、月曜日の午後3時30分から、本日と同じこちらの応接室で行いたいと思います。

本日の会議は、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。